

滋賀県個人情報保護審議会の会議概要

滋賀県個人情報保護条例に基づき、以下の事項を審議するため、滋賀県個人情報保護審議会を開催しました。

今回の会議については、議題 1 から 3 は公開の審議会として開催し、議題 4 以降については、不服申立案件であるため、非公開の審議会として開催しています。会議の概要については、以下のとおり公表します。

■ 名 称 第 97 回滋賀県個人情報保護審議会

■ 日 時 平成 27 年 7 月 31 日（金曜日）
午後 1 時 30 分から 4 時 30 分まで

■ 場 所 大津市京町四丁目 1 - 1
県庁本館 4 階 4 - A 会議室

■ 出席者 委 員：近藤月彦、里内緑、仲野武志、松本哲治、毛利公一
(敬称略、五十音順)

事務局：市 町 振 興 課：中嶋課長、松村主任主事

県民活動生活課県民情報室：八田室長、中川室長補佐、大倉主査、
山下主事

■ 議題

- 1 平成 26 年度滋賀県住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について（市町振興課）事務局である市町振興課から以下の事項について説明を受けた上、審議を行った。
 - ・ 本人確認情報の保護に関する審議会の概要および住民基本台帳ネットワークシステムの概要について
 - ・ 住民基本台帳ネットワークシステムにおける個人情報保護・セキュリティ確保のための措置について
 - ・ 住民基本台帳法の一部改正について
 - ・ 滋賀県における住民基本台帳ネットワークシステム（本人確認情報）の利用および提供の状況について
- 2 滋賀県個人情報保護審議会規則の一部改正について
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の整備等に関する法律第 16 条により住民基本台帳法の一部が改正され、都道府県審議会の設置根拠が住民基本台帳法第 30 条の 40 になったことに伴う滋賀県個人情報保護審議会規則の改正について、説明を受けた。
- 3 平成 26 年度個人情報保護制度の運用状況について
平成 26 年度の個人情報保護制度の運用状況について、説明を受けた。

4 諮問第 26 号に係る審議について

特定工事に係る裁決申請書および明渡裁決申立書に添付された交渉経緯の概要の不開示決定に対する異議申立てについて、実施機関からの追加資料の提出に係る報告および答申案の審議を行った。

5 諮問第 27 号に係る審議について

県営住宅関係訴状に係る文書の不開示決定に対する異議申立てについて、審議を行った。

6 その他

今後の日程連絡等を行った。

- 会議の概要の公表 当会議概要については、ホームページおよび県庁県民情報室に備付け、公開します。

- 問い合わせ先 滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室

電 話 077-528-3122

FAX 077-528-4813